

リフォームローン

2023 年 4 月 3 日現在

商 品 名 (愛 称)		ちゅうしんリフォームローン
ご利用いただける方		・年齢が満 18 歳以上の方 ・安定継続した収入のある方 ・当金庫が定める審査基準を満たされる方 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・当金庫の会員となる資格のある方 ①当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ②当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ③当金庫の地区内に事業所がある法人役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。 なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。
	リフォームローンプライムをご利用いただける方	次のいずれかに該当される方は、リフォームローンプライムをご利用いただけます。 ・本件ローンをインターネット申込受付システムで申込された方 ・申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかに該当される方 ①当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付個人ローン・住宅ローンのご利用状況が次のいずれかに該当される方 A. 貸付実行日から 6 ヶ月以上経過している B. 完済して 3 年以内 ②当金庫の(一社)しんきん保証基金保証付カードローンが次のいずれかに該当される方 A. ご契約中 B. 新規にご契約する(リフォームローンプライムの貸付実行日以前(同日含む)にご契約)
お 使 い み ち		申込人が居住(居住予定を含む)し申込人もしくはその家族(配偶者、直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはその家族が居住(居住予定を含む)し申込人が所有している自宅にかかる次の資金 ①リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用 ※工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ※「諸費用」とは、印紙代、解体工事費用等 ②申込人が①を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン(無担保)の借換え資金(借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む) ③申込人が、リフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの(借換え直前 3 ヶ月の約定返済で、3 営業日以上(の履行遅滞が 1 度もないものに限る)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 ※①または②と合わせた申込みに限る ④リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金(①と合わせた申込みで 100 万円以内)
ご 融 資 金 額		・1,000 万円以内(1 万円単位)
ご 利 用 期 間		・3 ヶ月以上 15 年以内(元金据置は 6 ヶ月以内)
ご 融 資 利 率	固 定 金 利 型	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。
	変 動 金 利 型	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・なお当初のご融資利率は当金庫の長期基準金利を基準(以下「基準利率」という)として毎月下旬に決定する利率を、毎月第 1 営業日から適用します。 ・利率の変更は、毎年 10 月 1 日を基準日とし、前回の基準日における基準利率と今回の基準日における基準利率の差をもって変更し、12 月の約定返済日の翌日から適用します。
	固定金利選択型	・当金庫所定の利率を適用させていただきます。 ・お借り入れ時に 3 年・5 年・10 年のいずれかの期間の当金庫所定の固定金利をお選びいただきます。 ・固定金利期間終了後は、固定金利の期間を再設定することも可能です。 ・固定金利を選択されない場合は、選択期間終了後の当金庫の長期基準金利を基準とした当金庫所定の変動利率を適用します。

(裏面に続く)

ご返済方法	固定金利型	・毎月元金均等・元利均等の2種類のご返済方法があります。 ・ボーナス併用も可能です（ご融資金額の50%以内）。
	変動金利型 固定金利選択型	・毎月元利均等返済です。 ・ボーナス併用も可能です（ご融資金額の50%以内）。 ・当初の5年間は利率に変動があった場合でも、返済額の中の元本分と利息分の割合を調整し、返済額を変更しません。 ・返済額の見直しは5年ごとに行いますが、新返済額は旧返済額の1.25倍を上限とします。 ・当初のご融資期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきますが、期日までにお申し出いただければ期限の延長もできます。
保証人・担保		・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、保証人・担保は必要ありません。
保 証 料		・ご融資金利率に含まれております。
苦情処理措置・ 紛争解決措置		・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または業務推進部（9時～17時、電話：052-913-1153）にお申出ください。 ・紛争解決措置 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務推進部または全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ の 他		・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。